

不安定な気候でまだ蒸し暑い10月を迎えました。
 くもりや雨が続き、秋らしい空が待ち遠しいです。
 <8日 寒露, 10日 体育の日, 14日 鉄道の日, 23日 霜降>

1. October ご案内 改正情報

(1) 愛知県内各ハローワークの窓口で行っていた雇用保険電子申請事務手続きは、10月1日より申請受付から審査・決定までの事務処理を迅速に行うため、「あいち雇用保険電子申請事務センター」ができ、集中処理開始されました。

(2) 今月から、**厚生年金保険標準報酬月額の下限が引下げ**られました。現在の第1等級(98,000円)の下に新たに第1級(**88,000円**)ができました。

(3) **介護離職防止支援助成金の創設** ※補正予算成立後です
 厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取り組みにより、
 ①職場環境整備(実態把握のための社内アンケートや介護支援の制度周知、相談窓口の開設など)を実施し、
 ②介護支援プラン(介護休業を取得または休業以外の両立制度を利用するプラン)を策定した事業主
 [支給額]

①社員(雇用保険の被保険者)が介護休業を1カ月以上取得して復帰した場合

1人当たり40万円(中小企業事業主60万円)

②両立制度(所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限)を3カ月以上利用した場合

1人当たり20万円(中小企業事業主30万円)

※支給回数は、①②それぞれ1事業主2回まで(無期雇用者1回・期間雇用者1回)

この助成金創設により、これまでの介護支援取組助成金は廃止となります。

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知)** / 1000、**介護保険 7.9** / 1000
厚生年金保険 89.14 → 90.91 / 1000 **雇用保険 4** / 1000 (建設業 5 / 1000)

2. 名言名句

「運命がカードを混ぜ、われわれが勝負する」 ショーペンハウエル

3. 法改正等ワンポイント **雇用保険適用拡大(H29.1~)**

今月より500人超えの適用事業所社会保険適用拡大が始まりましたが、今年の3月に改正された雇用保険法では、これまで雇用保険の被保険者として除外されていた **65歳以降に新たに雇用される者を、雇用保険の被保険者とする** ことになっています。

法施行日前の平成28年12月末までに65歳以上で雇用された労働者は、平成29年1月1日以降も継続して雇用されている場合には、**平成29年1月1日現在で、雇用保険の適用要件を満たしている場合雇用保険の適用対象**となります。そのため、ハローワークに資格取得届を提出しなければなりません。

資格取得届については、通常、被保険者となった日の属する翌月10日までに提出が必要ですが、上記の場合には、平成29年3月31日までに届出することで特例が設けられています。

65歳超雇用推進助成金の創設 ※年内開始予定

「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があることから、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年年齢の引上げを行う企業に対する支援を拡充するため創設されます。【概要】

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の



上：野辺山国立天文台 下：清里の清泉寮

導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、当該措置の内容に応じて以下の助成額を助成。

<助成金対象事業主>

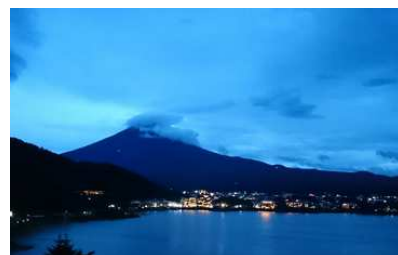
- (1) 65歳への定年引上げを実施した事業主
 - (2) 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止を実施した事業主
 - (3) 希望者全員を66～69歳の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主
 - (4) 希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主
- 【支給額】上記(1) 100万円、(2) 120万円、(3) 60万円、(4) 80万円

4. 統計・情報

① 厚生労働省が自民党の厚生労働部会に年金受給資格期間の25年から10年への短縮を盛り込んだ法案を提示し、了承された。秋の臨時国会で法案が成立すれば新たに約40万人が基礎年金の受給権を得られる見込み。来年の9月分からの支給で、初回の支払いは10月となる。(9月2日)

② 全国の大学でつくる就職問題懇談会と内閣府が実施した、今年度の就職活動についての調査によると、半数超の企業が、経団連が定めた選考開始時期6/1より前に選考を開始したと回答したことがわかった。経団連は今年度、採用選考の開始時期を前年度の8月から6月に前倒ししたが、大企業の56.7%、中小企業の57.7%が6月より前に選考を始め、いずれも3割超は内々定を出していたという。(9月22日)

③ 定年退職後の再雇用の職種としてトヨタ自動車の事務職者に対し清掃業務を提示したのは不当だとして、事務職としての地位確認と賃金支払いを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は「まったく別の職種を提示したことは継続雇用の実質を欠き、通常解雇と新規採用に当たる」と判断。改正高年齢者雇用安定法の趣旨に反し違法だとして企業に約127万円の賠償を命じた。高齢者の継続雇用をめぐる裁判で企業の賠償責任が認められるのは異例。(9月28日)



④ 政府税制調査会は、15日の総会で、配偶者控除の見直しに向けて本格的な議論を開始した。政府・与党は、所得控除方式で高所得者ほど恩恵の大きい現在の配偶者控除から、妻の働き方や年収を問わず夫婦であれば減税対象とする「夫婦控除」に転換する案を軸に議論を進める見通し。委員からは、所得の大きさに関係なく、一律に同額の減税が受けられる税額控除へ移すべきとの意見が相次いだ。(9月16日)



⑤ 出産後も仕事を続けている女性の割合初の5割超え～国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」で、2010～14年に第1子を生み、出産後も仕事を続けている女性の割合が、前回(05～09年)の調査から12.7ポイント増加した53.1%となり、初めて5割を超えたことがわかった。その他、第1子出産時に育児休業制度を利用している女性の割合は39.2%(前回比12.1ポイント増)、15歳未満の子供がいる夫婦で現在無職の女性が就職を希望する割合は8割を超えたこともわかった。(9月16日)

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

先月、乗っています車のタイヤが消耗しすり減ってきましたので交換致しました。そのタイヤの慣らしと乗り心地、燃費などを試すため、ロングドライブしました。信州は南アルプス～清里～富士河口湖へ(中央道～帰りは新東名)。このタイヤは安全・燃費性能はもちろん、耐久性も良いとの事。さて、乗り心地は？今まで35年くらい車に乗ってきていますが、劇的な変化を感じることができビックリしました。こんな事は初めてでした。交換前は「固くゴツゴツ」した感じが「柔らかく、そして静か！」運転していて気持ちが良いのです。そして燃費も、17.3 km/L (+1.3 km/L の up!) と好結果！燃料は軽油なので相当な省エネです。

さて、旅の内容は、信州～清里の清泉寮～野辺山の宇宙基地？「国立天文台野辺山電波観測所」→ここの展示室での4Dシアターで観覧、宇宙の大きさなどを見ながら解説してもらえて良かったです。気が遠くなるような宇宙の広さに、別次元のような不思議な気持ちになりました。翌日は河口湖へ、夕方には写真のように、傘雲が少しかかるものの富士山を見ることができました。ところがこの日は曇りで「目の前にはあるはずの富士山は、お隠れ」になりました。たまたま、ホテルのエレベーターに貼ってあったポスターを見て「河口湖猿まわし劇場」へ初めて行きました。息のあった絶妙のショーは、すごい技と洒落た演出で大人から子どもまで大爆笑で楽しいものでした。オチがわかっている、漫才のような掛け合いで面白かったです。1組の芸人・芸猿コンビ名は「常次・勇次」で4月に震災にあった南阿蘇村猿まわし劇場が閉館中のため、こちらで出演となったとの事、元気な姿で笑わせてくれました。もう1組のコンビは「バナナ・圭」コンビで女芸人のバナナさんと、若手猿芸人錦織圭くんもスゴイ技の連発とひょうきんなしぐさで面白かったです。ここへ行けたのは、富士山が見えなかったお陰であり、「くもり・雨でもイイ事がある」という事でしょうか。がんばれ熊本！がんばれ南阿蘇村・河口湖猿まわし劇場！